

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4年 6月 17日

長崎市長 田上 富久 殿

提出者

住 所 長崎市石神町14番17号

氏 名 サンコー株式会社

代表取締役 金光 輝仁

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 095-845-3704

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	サンコー株式会社
事業場の所在地	長崎市石神町14番17号
計画期間	令和 4年 4月 1日 ~ 令和 5年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06:総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高:154,869万円
③従業員数	7人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>建築物解体:</p> <p>自社破砕後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートがら、アスファルトがら、がれき類 → 再利用 ・金属くず → 委託処理(売却) ・木くず → 委託処理 及び 再利用 ・廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず → 委託処理(埋立) ・紙くず、繊維くず → 委託処理(焼却)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・代表者（社長） → ・現場管理責任者 → ・当社作業員
（収集運搬・処分業講習受講者） （産廃関係書類作成・管理） ・協力会社
（収集運搬・処分）
- ・産廃処理委託契約書に基づき、処理業者とマニフェストを取り交わし処分を行う。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 状	【前年度（ 3年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	別紙参照		
	排 出 量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	別紙参照		
	排 出 量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・産廃ボックスを設置し、それぞれの種類に分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・各事業所で、さらなる分別の徹底を呼び掛ける。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 状	【前年度（ 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
・該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 状	【前年度（ 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

●産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

前年度(3年度)実績 (単位: t)

廃棄物の種類	コンクリート破砕スファルト破	がれき類	ガラス陶磁器類破プラスチック類	金属くず	木くず	紙くず	石綿含有産業廃棄物	繊維くず	廃石膏ボード	廃油	廃石棉等	混合廃棄物	蛍光灯 水銀灯	木毛板	塗料		
排出量	1,092.10	73.11	40.70	58.52	33.28	125.65	203.36	1.46	34.60	1.91	61.77	0.29	3.20	18.35	0.18	198.17	0.15

・令和3年度は令和2年度に比べコンクリート破の排出量は抑えることができました。

・現在、継続中の工事が2事業場あるのみで他は完了している。

《 これまでに実施した取組み 》

- ・的確な分別解体等を指導し最終処分排出を減量するように取り組む。
- ・工事着工前に産業廃棄物関係の書類を作成し、どのくらいの排出量が出るかを把握して工事に取り掛かっている。
- ・施工時現場で分別の徹底、減量化を実施した。

目標

廃棄物の種類	コンクリート破砕スファルト破	がれき類	ガラス陶磁器類破プラスチック類	金属くず	木くず	紙くず	石綿含有産業廃棄物	繊維くず	廃石膏ボード	廃油	廃石棉等	混合廃棄物	蛍光灯 水銀灯	木毛板	塗料
排出量	1000.00	50.0	50.0	50.0	200.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0

《 今後実施する予定の取組 》

- ・現状を維持のまま、マニフェスト伝票を管理することでさらに排出量をしっかりと管理をする。
- ・施工計画の段階で、発注者と現場監督が十分な話し合いを行って必要最低限の排出量になるよう努める。

●自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

前年度(3年度)実績		コンクリート殻	アスファルト殻	がれき類	ガラス陶磁器類	廃プラスチック類	金属くず	木くず	紙くず	石綿含有産業廃棄物	繊維くず	廃石膏ボード	廃油	廃石綿等	混合廃棄物	蛍光灯 水銀灯	木毛板	塗料	
廃棄物の種類	207.50	0.0	0.0	0.44	0.0	16.25	4.97	58.42	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.82	0.05	0.0	0.0	
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量																			

《 これまでに実施した取組み 》

- ・コンクリート殻、アスファルト殻、がれき類 → 再生砕石として再生利用
- ・木くず → 燃料として再生利用
- ・金属くず → 有価物として販売

目 標		コンクリート殻	アスファルト殻	がれき類	ガラス陶磁器類	廃プラスチック類	金属くず	木くず	紙くず	石綿含有産業廃棄物	繊維くず	廃石膏ボード	廃油	廃石綿等	混合廃棄物	蛍光灯 水銀灯	木毛板	塗料		
廃棄物の種類	200.00	10.0	10.0	10.0	0.0	20.0	10.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量																				

《 今後実施する予定の取組 》

- ・現状維持のまま、少しでも多くの廃棄物が再生利用ができるよう、細かく分別後、破砕して減量化を実施する。
- ・出来る限り自社で再生利用を行うように取り組む。

●産業廃棄物の処理の委託に関する事項

前年度(3年度)実績

廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト殻	がれき類	ガラス陶磁器類	プラスチック類	金属くず	木くず	紙くず	石綿含有産業廃棄物	繊維くず	廃石膏ボード	廃油	廃石綿等	混合廃棄物	蛍光灯 水銀灯	木毛板	塗料
全処理委託量	884.60	73.11	40.26	58.52	17.03	120.68	144.94	1.46	34.60	1.91	61.77	0.29	3.20	16.53	0.13	198.17	0.15
優良認定処理業者への処理委託量	0.00	0.00	40.26	58.52	33.28	2.03	108.18	1.46	34.60	1.91	61.77	0.29	3.20	16.79	0.18	198.17	0.15
再生利用業者への処理委託量	884.60	73.11	0.00	0.00	0.00	4.97	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
熱回収認定業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

《 これまでに実施した取組み 》

- ・コンクリート殻、アスファルト殻 → 最終処理業者により再利用。
- ・ガラス陶磁器類、廃プラスチック類 → 中間処理(破砕)により減量化を行っている。
- ・金属くず → 再利用業者へ委託処理。
- ・木くず → 中間処理(破砕)により減量化し、燃料として再利用または委託処理。
- ・紙くず、石綿含有廃棄物、繊維くず、廃石膏ボード → 優良認定処理業者へ委託処理。
- ・廃アルカリ、廃油、水銀灯、汚泥 → 処理業者へ委託処理。

目 標

廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト殻	がれき類	ガラス陶磁器類	プラスチック類	金属くず	木くず	紙くず	石綿含有産業廃棄物	繊維くず	廃石膏ボード	廃油	廃石綿等	混合廃棄物	蛍光灯 水銀灯	木毛板	塗料
全処理委託量	800.0	40.0	40.0	50.0	30.0	90.0	150.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0
優良認定処理業者への処理委託量	0.0	0.0	40.0	50.0	30.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0
再生利用業者への処理委託量	800.0	40.0	0.0	0.0	0.0	90.0	150.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
熱回収認定業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

《 今後実施する予定の取組 》

- ・現状維持のまま、優良認定処理業者、信頼できる再生利用業者との委託契約を取り交わす。
- ・再生品の利用、最終処分地(埋立)に排出する廃棄物の減量の実施。
- ・中間処理(破砕)により減量化を行い、排出の抑制を実施する。